

年次有給休暇を付与する際の注意事項

【年休の原則】

労働基準法で定められた年次有給休暇（以下「年休」という。）は、従業員が6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上の日数を勤務すると10日取得できます。年休の付与日数は、「表1」のとおりですが、当該年度に消化しきれなかった年休は、翌年度に限り繰り越されます（労働基準法39条）。

表1)

勤続年数	年休付与日数	勤続年数	年休付与日数	勤続年数	年休付与日数
6か月	10日	3年6か月	14日	6年6か月 以上 毎年	20日
1年6か月	11日	4年6か月	16日		
2年6か月	12日	5年6か月	18日		

【年休の比例付与】

パートタイム労働者等で所定労働日数の少ない労働者に対しては、年休を「表2」のとおり比例付与することになります（労働基準法3項）。具体的には、次の2種類の労働者が比例付与の対象となります。

- ① 労働時間が週30時間未満であって、かつ週の所定労働日数が4日以下の労働者（週所定労働日数が4日以下でも週の所定労働時間が30時間以上の者は、表1に基づく）
- ② 1年間の所定労働日数が216日以下の労働者（週以外の期間によって所定労働日数が定められている場合）

表2)

週の所定労働日数	1年間の所定労働日数	勤続年数に応じた年次有給休暇日数							
		6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上	
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日	
2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	
1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	

【年休の日に支払うべき賃金】

年次有給休暇の日について支払うべき賃金については、次の3つの方法があります。ただし、③による場合は、社会保険の適用事業所でかつ労使協定（労働組合との間で書面で交わす約束）が必要です。

- ① 平均賃金（3か月間に支払われた賃金の総額を3か月間の総日数で除したもの）
- ② 通常の賃金（所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金）
- ③ 標準報酬日額（社会保険料の計算や給付の基礎となる標準報酬月額額の30分の1）に相当する金額

【平均賃金計算例】

例えば、パートタイム労働者（時給）Aさんの1日の労働時間は、その日の状況により3～6時間の範囲で異なり、出勤日は曜日を固定せず週3日勤務です（ただし日曜は定期休日）。Aさんの年休の日に支払うべき賃金は、労働時間がその日によって異なるので、平均賃金(①)で算出するのがよいでしょう。

＜Aさんの過去3か月の勤務日数と賃金＞

	勤務日数（勤務時間）	賃金	暦日数
前月	13日（60時間）	60,000円	31日
前々月	11日（55時間）	55,000円	28日
前々々月	12日（65時間）	65,000円	31日
合計	36日（180時間）	180,000円	90日

算出方法原則：直近の賃金締切日以前3か月の賃金 ÷ その期間の総暦日数

180,000 ÷ 90日 = 2,000円

最低保障：直近の賃金締切日以前3か月の賃金 ÷ 労働日数 × 0.6

180,000 ÷ 36 × 0.6 = 3,000円

2,000 < 3,000円、よって平均賃金は3,000円となります。